

福祉サービス第三者評価機関認証要件

福祉サービス第三者評価機関認証要綱	福祉サービス第三者評価機関認証実施要領
<p>(目的)</p> <p>第1条 兵庫県福祉サービス第三者評価推進委員会（以下「委員会」という。）が実施する福祉サービス第三者評価事業に関し、福祉サービス第三者評価機関（以下「評価機関」という。）に対する認証の基準（以下「認証基準」という。）を定めることにより、福祉サービス第三者評価事業の信頼性、透明性を確保するとともに、評価機関の参入促進を図り、評価の普及・定着に資することを目的とする。</p> <p>(認証基準)</p> <p>第2条 評価機関の認証基準は次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 法人格を有すること。</p> <p>(2) 福祉サービスを自ら提供していないこと。</p>	<p>(福祉サービス第三者評価)</p> <p>第1条 福祉サービス第三者評価機関認証要綱（以下「要綱」という。）第1条に規定する「福祉サービス第三者評価」とは、兵庫県福祉サービス第三者評価推進委員会（以下「委員会」という。）が定める共通評価項目を踏まえて実施する福祉サービスの評価をいう。</p> <p>(法人格)</p> <p>第2条 要綱第2条第1号に規定する「法人格」とは、公益法人、特定非営利活動法人、営利法人等、法人の形態は問わない。</p> <p>(福祉サービス)</p> <p>第3条 要綱第2条第2号に規定する「福祉サービス」とは、次に掲げる事業又はサービスをいう。</p> <p>(1) 社会福祉法に規定される社会福祉事業として提供されるすべての事業（ただし、社会福祉法第2条第3項第12号に規定される福祉サービスの利用援助事業、同法第13号に規定される連絡又は助成を行う事業及びその他の相談を行う事業は除く。）</p> <p>(2) 介護保険法で規定される居宅サービス、居宅介護支援及び施設サービスとして提供されるすべてのサービス</p>

(3) サービス事業者及びそれを経営する者が、当該団体の会員等のうち半数を超えている場合には、原則として会員等になっているサービス事業者の評価は実施しないこと。ただし、外部の委員で構成する第三者性を有した委員会（以下「評価決定委員会」という。）を設置し、評価結果を決定するに当たっては、評価結果について、あらかじめ評価決定委員会の承認を得ることとしている場合にはこの限りではない。

(4) 評価機関の代表者や理事、役員等が関係するサービス事業者の評価を行わないこと。

(3) 県又は市町が委託している、又は認証、届出、補助などで関与している介護保険に関するサービス（ただし、介護保険に関する連絡、助成、相談等のみを行う事業は除く。）

（サービス事業者）

第4条 要綱第2条第3号に規定する「サービス事業者」とは、福祉サービスを提供する施設や事業所をいう。

（代表者等が関係するサービス事業者）

第5条 要綱第2条第4号に規定する「代表者や理事、役員等が関係するサービス事業者」とは、次に掲げる施設又は事業所をいう。なお、下記の「所属」とは、代表者や理事、役員等であること、又は常勤、非常勤等の形態を問わず雇用関係があることをいう。

- (1) 評価機関の代表者や理事、役員等が現在所属する又は以前所属していた法人が経営するすべての施設、事業所
- (2) 評価機関の代表者や理事、役員等の4親等以内の親族が、現在代表者や理事、役員等である法人が経営するすべての施設、事業所
- (3) 評価機関の代表者や理事、役員等の4親等以内の親族が、現在所属する施設、事業所（当該親族が、当該施設、事業所の長である場合には、当該施設、事業所を経営する法人が経営する他の施設、事業所を含む。）

<p>(5) 評価機関が関係するサービス事業者の評価を行わないこと。</p> <p>(6) 評価機関と経営母体が同一であるサービス事業者の評価を行わないこと。</p> <p>(7) 評価機関は、評価契約締結日から3年間は評価を実施したサービス事業者の事業に関係しないこと。</p> <p>(8) 当該評価機関を主たる所属とする評価調査者（評価を行うのに必要な資格や経験を有し、委員会が実施する評価調査者養成研修を修了し、又は他の都道府県推進組織が実施する評価調査者養成研修を修了した上で、委員会が実施する追加・フォローアップ研修を受講している者、かつ委員会が公表する名簿に登載されている者）が3人以上所属していること。</p>	<p>（評価機関が関係するサービス事業者）</p> <p>第6条 要綱第2条第5号に規定する「評価機関が関係するサービス事業者」とは、評価機関が、コンサルタント、会計事務、調理業務などを通じて現在経営等に関与しているか、または過去3年の間に関係していたすべての施設、事業所をいう。</p> <p>（評価機関と経営母体が同一であるサービス事業者）</p> <p>第7条 要綱第2条第6号に規定する「評価機関と経営母体が同一であるサービス事業者」とは、次に掲げる施設又は事業所をいう。</p> <p>(1) 評価機関に対する出資等により意思決定に関与可能な法人が経営するすべての施設、事業所</p> <p>(2) 評価機関が出資等を行うことにより意思決定に関与可能な法人が経営するすべての施設、事業所</p> <p>(3) 上記(1)、(2)に類するすべての施設、事業所をいう</p> <p>（評価実施後のサービス事業者との関係）</p> <p>第8条 要綱第2条第7号に規定する「評価を実施したサービス事業者の事業に関係」とは、評価機関が評価を実施した施設、事業所に対して、コンサルタント、会計事務、調理業務などを通じて経営等に関係することをいう。</p> <p>（当該評価機関を主たる所属とする評価調査者）</p> <p>第9条 要綱第2条第8号に規定する「当該評価機関を主たる所属とする評価調査者」とは、当該評価機関が評価調査者として必要な資格や経験を確認し、そのことに責任を負う評価調査者をいう。</p>
---	--

(所属)

第10条 要綱第2条第8号に規定する「所属」とは、常勤、非常勤、登録など雇用形態は問わないが、評価機関がその評価調査者が関わる業務について責任を持ち、評価機関から当該評価機関に所属する評価調査者であることを証する書類を付与されていることをいう。

2 評価調査者は、主たる所属評価機関を持たなければ、評価活動は行えないものとする。

3 1人の評価調査者について、主たる所属評価機関は1カ所とする。

(必要な資格や経験)

第11条 要綱第2条第8号に規定する「必要な資格や経験」を有した者とは、以下のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 福祉・医療・保健業務の有資格者で当該業務を3年以上経験している者
- (2) 組織運営管理等業務を3年以上経験している者
- (3) 福祉・医療・保健・経営分野の学識経験者で当該業務を3年以上経験している者
- (4) その他、上記と同等の能力を有していると委員会が認める者

(9) 当該評価機関を主たる所属とする評価調査者のうち、別途区分する評価を行うのに必要な資格や経験を有している者がそれぞれ1人以上所属していること。

2 要綱第2条第9号に規定する「別途区分する評価を行うのに必要な資格や経験」の区分とは以下のとおりとする。

区 分	内 訳
福祉・医療 ・保健分野	①前項第1号 ②前項第3号又は第4号のうち福祉・医療・保健分野に該当すると認められる者
経営分野	①前項第2号 ②前項第3号又は第4号のうち経営分野に該当すると認められる者

(10) 評価を行う際には、当該評価機関に所属する評価調査者であることを証する書類を評価調査者に絶えず所持させ、サービス事業者の職員から提示を求められた時はそれを提示させること。

(11) 所属する評価調査者に、評価調査者自らが関係するサービス事業者の評価を行わせないこと。

(12) 所属する評価調査者に、年1回以上研修を受けさせること。

(13) 1件の評価は3人以上の評価調査者が一貫して実施すること。
なお、実地調査においては、当該評価調査者が複数で行い、評価結果は、当該評価調査者を含む3人以上の合議により決定すること。

(評価調査者自らが関係するサービス事業者)

第12条 要綱第2条11号に規定する「評価調査者自らが関係するサービス事業者」とは、次に掲げる施設又は事業所をいう。なお、下記の「所属」とは、代表者や理事、役員等であること、又は常勤、非常勤等の形態を問わず雇用関係があることをいう。

- (1) 評価調査者が現在所属する又は以前所属していた法人が経営するすべての施設、事業所
- (2) 評価調査者の4親等以内の親族が、現在代表者や理事、役員等である法人が経営するすべての施設、事業所
- (3) 評価調査者の4親等以内の親族が、現在所属する施設、事業所（当該親族が、当該施設、事業所の長である場合には、当該施設、事業所を営する法人が経営する他の施設、事業所を含む。）

(評価を実施する評価調査者に必要な資格や要件)

第13条 要綱第2条第13号の「評価調査者」には、第11条第2項に規定する評価を行うのに必要な資格や経験を有している者が、それぞれの区分ごとに少なくとも1名以上は含まれていることとする。ただし、介護保険サービスを評価する場合には、この限りではない。

実地調査に際しては、対象サービスの専門性に応じ、評価調査者のうち最低1人は、第11条第1項第1号又は第3号に該当する資格や経験を有する者が従事することとする。

(14) 当該評価機関は、委員会が定める共通評価項目を踏まえて評価を行い、その結果を公表すること。

また、評価を実施した評価調査者、評価手順、評価結果等について、委員会の定める様式を用いて報告すること。

なお、結果の公表に当たってはWAM NET（独立行政法人福祉医療機構ホームページ）を用いて行うことができる。

(15) 次の規程等を整備して公開すること。

ア 所属する評価調査者一覧（評価調査者の氏名、経歴、研修受講歴を含む）

イ 評価事業の実績一覧

ウ 事業内容（組織、会計を含む）等に関する規程

エ 標準的な評価手順に関する規程

オ 倫理規程（守秘義務に関する規程を含む）

カ 料金表

キ 評価に関する異議や苦情の申立窓口及び責任者の設置

ク 評価決定委員会を設置する場合は、次に掲げる事項

a 評価決定委員会の設置に関する規則

b 評価決定委員の一覧

(16) 委員会の定めた事項について、毎年1回「現況報告書」を委員会へ報告すること。

(17) 福祉サービス第三者評価事業の推進のため、委員会が行う調査等へ協力をすること。

（評価を実施した評価調査者、評価手順、評価結果等）

第14条 要綱第2条第14号に規定する「評価を実施した評価調査者、評価手順、評価結果等」とは、当該評価を実施した全評価調査者名、評価の手順、評価方法、事業所の公表に関する同意書の写し、評価結果とその前提になる事実や結果の理由を示した書類をいう。

（開示）

第15条 要綱第2条第15号に規定する「公開」とは、評価機関の主たる事務所の所在地に書類を備え置き、誰でもが閲覧できる状態にすることをいう。

（現況報告書）

第16条 要綱第2条第16号に規定する「現況報告書」とは、委員会に対し、委員会の定めた内容を年1回報告する書類をいう。

(18) 認証を取り消された者にあつては、当該取消の日から3年を経過していること。

(19) 第6条第3項に規定する全国組織が行う更新時研修の受講漏れ（受講必須の場合に限る。）等により、評価機関としての認証を更新できなかった者にあつては、新たに認証の申請を行う年度中に、当該研修を必ず受講すること。

（認証の申請）

第3条 認証の申請及び第6条第2項に規定する認証の更新は、「申請書」に必要な書類を添付して行う。

（認証）

第4条 認証は、第2条に規定する認証基準をすべて満たしていることを要件とし、委員会は、評価機関の認証について調査審議し、可否を決定する。

（認証の通知）

第5条 委員会は、評価機関を認証したときは、「福祉サービス第三者評価機関認証通知書」を交付する。

2 委員会は、評価機関を認証しないときは、「福祉サービス第三者評価機関不認証通知書」を交付する。

（認証の有効期間等）

第6条 認証の有効期間は原則3年間とし、認証の有効期間の満了日は、委員会が定める最終年度の3月31日とする。

2 認証は更新することができる。

（申請に必要な書類）

第17条 要綱第3条に規定する「申請書に必要な書類」とは、要綱第2条第15号に規定する事項のうち、イを除くものをいう。

3 認証の更新に当たっては、認証の更新を行う日の属する年度の前年度からの直近3か年度における評価件数が、10件未満の場合にあっては、当該評価機関に所属する評価調査者のうち1人以上が、当該更新を行う年度中に、全国組織が行う更新時研修を必ず受講しなければならないものとし、10件以上の場合にあっては、当該更新時研修を受講するよう努めなければならないものとする。

(変更の届出)

第7条 第3条で規定する申請書に記載する事項及び申請書に添付した書類のうち、別に定める内容に変更が生じた場合は、認証を受けた評価機関は、変更の事由が発生した日から30日以内に、「認証時申請内容変更届」に必要な書類を添付し、変更内容を届け出なければならない。

(認証の辞退)

第8条 評価機関は「認証辞退届」の提出により、認証を辞退することができる。

(認証の取消)

第9条 委員会は、認証した評価機関が以下の各号に該当する場合、調査審議し、必要があると認めたときは認証取消の決定をする。

(1) 第2条に規定する認証基準のいずれか一つが欠けた場合

(変更の届出が必要な事項)

第18条 要綱第7条に規定する「申請書に記載する事項及び申請書に添付した書類のうち、別に定める内容」とは、以下のものをいう。

- (1) 法人（評価機関）の名称
- (2) 代表者氏名
- (3) 法人（評価機関）の所在地
- (4) 所属する評価調査者名簿
- (5) 評価決定委員会を設置する場合は、次に掲げる事項
 - ア 評価決定委員会の設置に関する規則
 - イ 評価決定委員の一覧
- (6) 会員等状況届出書

(2) 不正な行為を行う等評価機関としてふさわしくないと認められる場合

(3) 一定期間評価実績がない場合

(4) 第6条第3項において更新時研修を受講しなければならないにもかかわらず、当該研修を受講していない場合

2 委員会は、評価機関の認証を取り消したときは、「福祉サービス第三者評価機関認証取消通知書」を交付する。

(異議申立)

第10条 第5条第2項及び第9条第1項による処分に対し不服がある場合は、処分の相手方は通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に書面により異議を申し立てることができる。

2 委員会は前項の規定による異議申立書を受理した場合は、再度調査審議し、結果を通知しなければならない。

(認証の取消)

第19条 要綱第9条第1項第2号に規定する「不正な行為」とは、次に掲げる場合をいう。

- (1) 評価の信頼性を損なうような評価を行うこと
- (2) 事業者から評価料金とは別に金品を受け取ること
- (3) 守秘義務に反すること
- (4) サービス利用者やサービス事業者の人権を侵害すること
- (5) 評価契約を破る行為を行うこと
- (6) 法令に違反する行為を行うこと
- (7) 上記各号と同等と委員会が認めること

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、認証を実施するに当たり必要な事項は別に定める。

附 則

本要綱は平成 17 年 12 月 9 日から施行する。

附 則

- 1 本要綱は平成 19 年 8 月 21 日から施行する。
- 2 改正要綱施行の際、介護保険サービス第三者評価機関認証要綱に基づき、介護保険サービスに係る評価機関の認証を受けている者のうち、改正前の福祉サービス第三者評価機関認証要綱に基づき、福祉サービスに係る評価機関の認証を受けている者にあつては、当該福祉サービスに係る認証の有効期間においては、介護保険サービス第三者評価機関認証要綱に基づく介護サービスに係る評価を行うことができるものとする。
- 3 改正要綱施行の際、介護保険サービス第三者評価機関認証要綱に基づき、介護保険サービスに係る評価機関の認証を受けている者のうち、改正前の福祉サービス第三者評価機関認証要綱に基づき、福祉サービスに係る評価機関の認証を受けていない者が改正要綱の施行日が存する認証の有効期間中に行う認証の申請にあつては、第 4 条の規定にかかわらず、第 2 条第 9 号及び同条第 18 号の規定は適用しない。
- 4 介護保険サービス第三者評価機関認証要綱は廃止する。

附 則

本要綱は平成 21 年 3 月 1 日から施行する。

(その他)

第 20 条 この要領に定めるもののほか、認証を実施するに当たり必要な事項は別に定める。

附 則

本要領は平成 17 年 12 月 9 日から施行する。

附 則

- 1 本要領は平成 19 年 8 月 21 日から施行する。
- 2 介護保険サービス第三者評価機関認証実施要領は廃止する。

附 則

本要領は令和 6 年 1 月 12 日から施行する。

附 則

本要綱は令和2年4月1日から施行する。

附 則

本要綱は令和6年1月12日から施行する。